

負協會ニ於テハ去ル十月二十五日普通船負任 過改善
関シ左ノ陳情書ヲ水火夫監督ニ提出セリ

陳情書

(一) 孟買甲谷陀航路船ノ船負ニ對シテハ、流中ト云
給料支給ノ件

(二) 勤績半當又給制復旧ノ件

(三) 火夫長ニ社服給與ノ件

(四) 司厨長ノ最高給料額ヲ火夫長並ニ支給ノ件

其理由トスル所ハ、(一) 本航路ノ船負ハ病氣為彼ノ地ニ上陸
入院スルトキ、本船出帆後ノ給料支拂ヲ停止ス規程
凡ス如斯ハ船員生活ノ安定ヲ害スルノミナラス彼ノ地ニ不
健康状態ニ同情スル結果ナリ (二) 先ノ年議氣云
社ノ勤績半當ヲ本給ニ疎入レルモ實際ハ勤績半當

トシテ存シ給セラルモ能率ノ上ヨリ有効ナリ (三) 火夫
長ハ勤績半當ニ連シテ社服給與セサルモ同地位ニ
シ水夫長ハ厨長ハ探問ノ席カニ給與セえ (四) 司厨
長ノ最高給料ハ火夫長ニ比シテ額元ヲ以テ同等トモ
三十円俸ニ引上ルモ可シ

ト謂フニ在ルカ本件ニ関シ水火夫監督、意嚮ヲ用クニ陳
情ノ要旨ハ、(一) 社服給與ノ件 (二) 勤績半當復舊ハ困難ナルヲ以
テ給料ノ終部ヲ値上ケテ解決スルヲ可ナラント思料ス
ト稱シ居ルカ目下日本海負組合共他労働團體ノ介在ヲ
ノ事件ハ頗ル平穩裡ニ推移シ居レリ
右及申(通)敬矣也